

# 上天草市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準

令和2年3月27日 上天草市農業委員会公示第4号

(趣旨)

第1条 この基準は、人口減少、農家の高齢化、後継者及び担い手不足等により遊休農地化が進んでいることから、新規就農者等の受入れの促進及び遊休農地解消のために農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の権利取得の取扱いについて必要な事項を定め、事務の円滑かつ適正な運用を図るものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段面積 農地法第3条第2項第5号の規定により上天草市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家バンク 上天草市空き家バンク制度実施要綱（平成28年7月13日告示第69号、以下「空き家バンク実施要綱」という。）第2条第4号に規定する空き家バンクをいう。
- (4) 空き家 空き家バンク実施要綱第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (5) 所有者 空き家バンク実施要綱第2条第3号に規定する所有者をいう。
- (6) 空き家に付属した農地 所有者が権利を有する市内にある農地のうち、空き家バンクに登録された農地で、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (7) 総会 農業委員会が開催する定例又は臨時の総会をいう。
- (8) 遊休農地 農地法第32条第1項各号に規定する農地をいう。

(別段面積)

第3条 別段面積は、次のとおりとする。

- (1) 空き家に付属した農地に限定して設定する別段面積は、次に掲げるとおりとする。

設定区域	設定面積
空き家に付属した農地	1アール

ただし、空き家に付属した農地が1アール未満の場合は、その面積とする。

- 2 前号の設定面積は、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積に優先して適用するものとする。

(適用条件)

第4条 前条第1項第1号の規定を適用するときは、空き家に付属した農地を一つの区域とみなし、次の各号を全て満たしていなければならない。

- (1) 1筆ごとを単位とし、適用を受ける農地の全て又は一部が遊休農地であること及び所有者による維持管理や農作物等の栽培が行われる見込みがないこと。
- (2) 空き家に隣接すること（農業委員会が認めた場合はこの限りではない。）。

- (3) 対象農地が付属する空き家は、あらかじめ空き家バンクに登録されていること。
- (4) 空き家及び空き家に付属した農地の所有者は、同一であること。

(指定)

第5条 空き家に付属した農地の指定を受けようとする者は、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に付属した農地指定申請書(様式第1号)
- (2) 申請土地の登記簿謄本(全部事項証明書)
- (3) 位置図及び周辺状況図

(申請)

第6条 第3条第1項第1号の規定を適用し対象農地の権利の取得を申請する者は、農地法第3条第1項の規定により農業委員会の許可を受けるための書類のほか、次の書類を農業委員会に提出しなければならない。

- (1) 空き家に居住することが確認できるもの、又は売買契約書の写し等
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業委員会が特に必要と認めるもの

(指定の解除)

第7条 農業委員会は、農地法第3条第1項第1号の規定を適用し指定を受けた農地について、次の各号に該当するときは、その指定を解除するものとする。

- (1) 空き家を取得した者が指定農地を取得したとき。
- (2) 空き家バンクの登録が確認できないとき。
- (3) 空き家バンクの登録が取り消されたとき。
- (4) 所有者から指定の取り消しの申し出があったとき。
- (5) 適用条件を満たさなくなったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が適当ではないと認めるとき。

(指定及び指定解除の方法)

第8条 農業委員会が空き家に付属した農地に指定し、又はその指定を解除しようとするときは、総会の決定を経るものとする。

(公示)

第9条 農業委員会は、空き家に付属した農地に指定したとき、又はその指定を解除したときは、速やかに公示するものとする。

(調査及び指導)

第10条 農業委員会は、この基準に従い許可した農地の利用状況について定期的に調査を行い、適正に耕作されていないと認められた場合、又は今後適正な耕作がされないと見込まれる場合は、指導を行うものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。